



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

会社名 株式会社小田原機器
代表者名 代表取締役社長 入山 圭司
(コード番号：7314)
問合せ先 経理部長兼総務部長 平野 光利
T E L 0465-23-0121

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月30日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことを踏まえ、当社定款第 30 条及び第 40 条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(<u>社外</u> 取締役との責任限定契約) 第 30 条 当社は <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、 <u>社外</u> 取締役の責任を限定する契約を締結することができる。	(取締役との責任限定契約) 第 30 条 当社は取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。
(<u>社外</u> 監査役との責任限定契約) 第 40 条 当社は <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、 <u>社外</u> 監査役の責任を限定する契約を締結することができる。	(監査役との責任限定契約) 第 40 条 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める限度額まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

3. 日程

取締役会決議	平成 28 年 2 月 29 日 (月)
株主総会開催日	平成 28 年 3 月 30 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 30 日 (水)

以上